確認書

鈴鹿医療科学大学研究倫理審査委員会 御中

私は研究実施に関する審査申請を行うにあたり、以下について確認をいたしましたので通知いたします。

記

1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「指針」という。）令和３年３月２３日（令和５年３月２７日一部改正）」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

上記の第１章（第１〜３）、第２章（第４）、第３章（第６〜７）、第４章（第８）、第５章（第１０）、第６章（第１１〜１２）、第７章（第１５）の記載事項を読了しました。

1. 上記に関して不明の事項については

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス　令和３年４月１６日（令和５年４月１７日一部改正）」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）について確認しました。

1. 指針では、研究倫理審査委員会の審査結果を踏まえ、「研究責任者（研究代表者）

が研究機関の長（学長）に研究実施の許可申請を行う」と規定されています。

しかし、円滑な研究開始のため、従前どおり委員会から学長に許可申請がなされる旨確認しました。

以上

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究責任者（研究代表者）

所属：　　　学部・　　　学科

役職：

氏名：